

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

令和元年度小城市地域防災計画によると小城市の自然的環境及び災害リスクは以下のとおりである。

<1. 自然環境>

1) 位置

小城市は、佐賀県のほぼ中央に位置し、東は佐賀市、西は多久市及び杵島郡江北町、南は白石町、北は天山山系を境に佐賀市及び唐津市に接し、六角川河口と有明海に面している。

2) 地勢(地質)

小城市の北部には天山山系が連なり、花崗岩を主とする深成岩類が広く分布しており、中部及び南部は佐賀平野の西部にあたる起伏のほとんどない平坦低地であり、有明粘土層と呼ばれる軟弱な沖積粘土層である。

3) 海岸

小城市には、南部に干満の差が著しい(6m)有明海沿岸の海岸がある。有明海沿岸は、台風の常襲地で、これまで高潮及び波浪による浸食や浸水が発生している。

4) 河川

小城市内の河川は、低平地を流れ有明海の干満差の影響を受ける感潮河川である嘉瀬川、六角川の2水系に大別することができる。この中でも、六角川水系牛津川に注ぐ河川は、降水量の多い時期には洪水が発生しやすい。

5) 低平地

有明海沿岸の佐賀平野は、干潟の発達に伴う自然陸化や干拓等によって造陸化された低平地であり、自然排水が困難な地域である。有明海の潮汐の影響を受けるとともに、有明粘土層の軟弱な地盤により広域的な地盤沈下が進行しているため、慢性的な浸水被害が生じている。

<2. 災害リスク>

1) 洪水(小城市地域防災計画、ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域においては、3m以上最大で5mの浸水が予想されている場所もあり、市街地の商業地区のほとんどのエリアが浸水の影響を受けると予想されている。

2) 土砂災害(小城市地域防災計画、ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、山間の上砥川地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、サービス業の一部が立地している。

3) 地震（小城市地域防災計画、J-SHS）

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5強以上の地震が今後30年間で40%以上の確率で発生すると言われている。

4) その他

市内の牛津川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。最近では、令和元年8月の前線に伴う大雨において大雨、洪水等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。

5) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況（小城市牛津町・芦刈町）

- ・商工業者等数 490人
- ・小規模事業者数 431人

【内訳】

業種		商工業者数（人）	小規模事業者数（人）	備考 （事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	109	106	市内に広く分散している
	製造業	50	36	牛津工業団地に多い
	卸売、小売業	133	111	旧長崎街道沿いに多い
	宿泊業、飲食サービス業	40	37	国道34号線沿いに多い
	サービス業	134	120	市内に広く分散している
	その他	24	21	
	計	490	431	

出典：小城市商工会独自調査（令和2年4月1日現在）

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・ハザードマップなどの配布
- ・災害情報共有システム（Lアラート）・緊急速報メール・防災行政無線・災害情報等配信サービス・広報車・ホームページ・SNS（フェイスブック等）など複数の手段による伝達方法の整備
- ・小城市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPや事業継続力強化計画に関する国の施策の周知及び策定支援
- ・関係機関が開催する事業者BCPセミナー情報の周知
- ・発災時における特別相談窓口設置による被災事業者の支援（令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口・令和2年7月3日からの大雨による災害に関する特別相談窓口等）
- ・各種共済保険制度への加入推進

II 課題

現状では、緊急時の取組について佐賀県商工会連合会が大規模災害対応マニュアルを示し、小城市商工会事業継続計画を策定したが、職員間でのマニュアルの共有が十分に出来ていないことや、災害に関する知識・ノウハウの蓄積が十分でないことから、平時・緊急時に対応できる体制が出来ていない。さらには、近年災害が多発している中、災害に関しての損害保険・共済が多様化しており、小規模事業者のリスクヘッジを図るためには、職員の災害に関しての損害保険・共済の知識及び提案力を高めていく必要がある。

小規模事業者にあっても、BCP策定や事業継続力強化の取組の優先順位が必ずしも高くなく、周知・啓蒙を行いながら、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う必要がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・マニュアルの共有化と災害に関する知識・ノウハウを習得する。
- ・災害に関しての損害保険・共済の普及・啓発による小規模事業者の防災・減災対策を図る。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と各市との間における被害情報報告ルールを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和3年4月1日～令和8年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・本計画を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・当会の会報紙や市広報紙、ホームページなどを活用し、国・県などの施策の紹介やリスクマネジメントの必要性を周知する。
- ・ハザードマップに記載されている情報や入手方法をはじめ、具体的な見方や活用方法について紹介する。
- ・災害リスクに対処するための各種共済や損害保険の情報提供を行う。
- ・感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 小規模事業者に対する事業継続力強化計画の策定支援

- ・小規模事業者に対し事業継続力強化計画の策定及び認定申請に関する個社支援を行い、具体的な実行計画策定に繋げていく。

3) 当会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、佐賀県商工会連合会が策定している「大規模災害対応マニュアル」を参考に令和2年事業継続計画を作成（別添）。

4) 関係団体等との連携

- ・佐賀県火災共済協同組合や損害保険会社と連携し、災害リスクに対処するための各種共済や損害保険の情報提供を行うとともに事業者BCP計画の策定に繋げる。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

5) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP計画の取組状況把握と改善提案を行う。
- ・当会と当市で事業継続力強化支援のための会議を必要に応じ開催し、状況確認や改善点などについて情報を共有する。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5弱以上の地震）が発生したと仮定し、当会と当市との連絡ルートの確認等を行う。訓練は、必要に応じて実施する。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関に連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内にSNS等を活用し職員の安否を確認するとともに業務従事の可能性、家屋や道路の被害状況を当市へ報告する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、小城市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。
- ・当市で取りまとめた「小城市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

2) 応急対策の方針決定

- ・被害状況を確認し、当会と当市で速やかに情報を共有する。
- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策方針を決める。
- ・職員全員が被災するなどにより、応急対応が困難な場合の役割分担、代替支援体制を決める。

【被害規模の目安】※連絡が取れない区域については大規模な被害が生じていると考える。

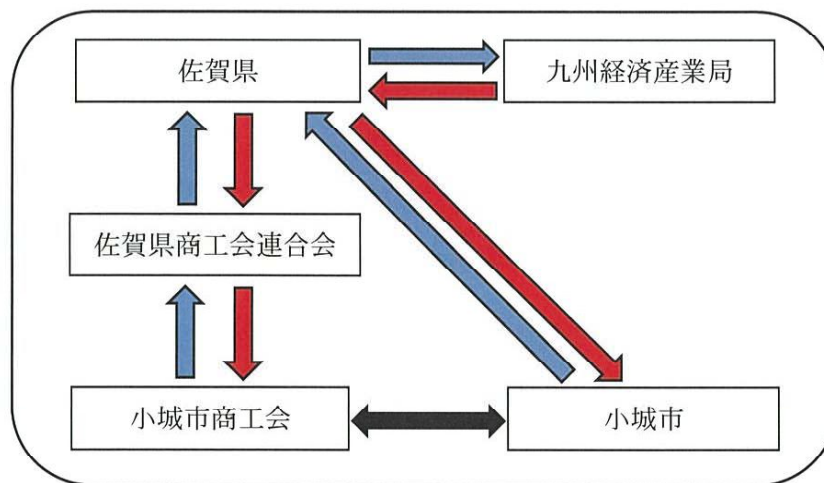
被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	共有頻度
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月～2ヶ月	1週間に1回共有する
2ヶ月以降	必要に応じて共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、佐賀県の指定する方法にて当会または当市より佐賀県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。



青色矢印：情報の報告
 赤色矢印：情報の照会
 黒色矢印：情報の共有・連携

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、小城市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や佐賀県、小城市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を佐賀県等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制									
(令和2年11月現在)									
(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)									
<table border="1"><tr><td>小城市商工会 (災害対策本部) 法定経営指導員</td></tr></table>	小城市商工会 (災害対策本部) 法定経営指導員	<table border="1"><tr><td>連携 連絡調整</td></tr></table>	連携 連絡調整	<table border="1"><tr><td>小城市 (商工観光課)</td></tr></table>	小城市 (商工観光課)	<table border="1"><tr><td>確認 連携</td></tr></table>	確認 連携	<table border="1"><tr><td>小城市 (防災対策課) (健康増進課)</td></tr></table>	小城市 (防災対策課) (健康増進課)
小城市商工会 (災害対策本部) 法定経営指導員									
連携 連絡調整									
小城市 (商工観光課)									
確認 連携									
小城市 (防災対策課) (健康増進課)									
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制									
①当該経営指導員の氏名、連絡先									
■■■■■■■■■■ 小城市牛津町牛津726-1 小城市商工会 TEL:0952-66-0222									
②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)									
・本計画の具体的な取組の企画や実行									
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)									
(3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先									
①商工会/商工会議所									
小城市商工会									
〒849-0303 佐賀県小城市牛津町牛津726番地1									
TEL:0952-66-0222 / FAX:0952-66-5829									
E-mail:ogishi@sashoren.or.jp									
②関係市町									
小城市役所 商工観光課									
〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2									
TEL:0952-37-6129 / FAX:0952-37-6166									
E-mail:shoukougankou@city.ogi.lg.jp									
※その他									
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに佐賀県へ報告する。									

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
必要な資金の額	160	160	160	160	160
セミナー開催費	40	40	40	40	40
通信費	40	40	40	40	40
備蓄品購入費	50	50	50	50	50
防災、感染症対策費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、補助金収入(国・佐賀県・小城市)

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

